

平成 24 年度報酬改定（ 居宅介護・重度訪問介護・行動援護 同行援護・重度障害者等包括支援 ）

共通

◆新規加算

◎喀痰吸引等支援体制加算（100 単位/日）

介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価する。



- 指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、特定事業所加算(I)を算定している場合は算定できない。

居宅介護・重度訪問介護 行動援護・同行援護

◆既存加算（変更点）

◎特定事業所加算（I）～（Ⅲ）

- （二）人材要件の（ア）居宅介護従業者要件に、実務研修修了者（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設にて6ヶ月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者）を追加。
- （三）重度障害者対応要件に、喀痰吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）を必要とする者を追加。

居宅介護（家事援助）

◆既存制度の変更

◎算定時間単位の変更

最初の30分以降につき、15分単位に変更



- 15分の算定にあたっては、所要時間として10分以上のサービス提供が必要。
<例>「30分以上45分未満」を算定する場合 ⇒ 所要時間40分以上

重度訪問介護

◆既存加算（変更点）

◎特に重度の障害者に対する加算（7.5%・15%加算）を算定するために必要な研修課程の追加拡大

重度訪問介護従事者養成研修修了者が、重度訪問介護の7.5%加算及び15%加算を算定するために必要な研修課程として、従来の重度訪問介護従事者養成研修追加課程の他に、重度訪問介護従事者養成研修統合課程（基礎課程、追加課程及び喀痰吸引等の研修を統合したもの）を修了している場合にも算定可能となった。

◎サービスコードの細分化

サービス提供時間が1時間以上4時間未満の場合について、従来は一律同じサービスコード（30分あたり）であったが、30分毎にサービスコードが細分化。（サービス提供時間が4時間以上の場合については従来と同様）

Q&A(H24.330 国資料抜粋)

喀痰吸引等が必要な者に対して、複数の事業所から介護職員等が派遣された場合、喀痰吸引等支援体制加算は事業所毎に算定できるのか。

(答)
お見込のとおり。

家事援助が15分単位に算定できるようになることで、アセスメント、個別支援計画の見直しは必要か。

(答)
必要に応じて適宜行う。

単価の異なる時間帯（早朝・夜間等）をまたいだ場合の算定方法について

(答)
15分単位の中で、単価の異なる時間帯（夜間・早朝等）をまたぐ場合は、当該15分間のうち、多くの時間（8分以上）が属する時間帯により算定すること。

<例1> 家事援助を16:50~18:05（1時間15分）の間、提供した場合



<例2> 家事援助を16:55~18:10（1時間15分）の間、提供した場合

